

# 厚木市自殺対策計画（第2期）（案）の策定に対する パブリックコメント手続実施要領

## 1 目的

厚木市自殺対策計画（第2期）（案）について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

## 2 パブリックコメント手続の対象

厚木市自殺対策計画（第2期）（案）について

## 3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（5月15日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（5月15日から）

## 4 計画等の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で5月15日から6月14日まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 保健福祉センター1階 健康医療課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 中央図書館
- (6) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (7) 市ホームページ

## 5 意見等提出期間

令和6年5月15日（水）から6月14日（金）まで

※ 郵送の場合は、6月14日必着とします。

## 6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

## 7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

### (1) 持参する場合

ア 保健福祉センター1階 健康医療課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ア) 市役所本庁舎1階

(イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ロ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(ハ) 保健福祉センター1階

(ニ) 中央図書館

(ホ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

### (2) 郵送する場合

郵送先 〒243-0018

厚木市中町1-4-1 保健福祉センター

厚木市健康こどもみらい部健康医療課宛て

### (3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-223-7066

### (4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス [2250@city.atsugi.kanagawa.jp](mailto:2250@city.atsugi.kanagawa.jp)

※ 電子メールの件名「厚木市自殺対策計画（第2期）（案）パブリックコメント意見」

## 8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市自殺対策計画（第2期）（案）の策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。